

植物防疫官の海外出張による植物検疫

植物検疫の重要な業務の一つに植物防疫官が直接外国へ出向き、現地で検査を行う「海外検疫」の制度があるが、この制度について紹介する。

植物防疫法では、わが国に発生していない病虫害であって侵入・まん延した場合、農業生産に甚大な被害を及ぼすおそれがあり、かつ、輸入検査によっても付着の有無の確認が困難な特定の病虫害については、その病虫害の分布する地域から寄主植物の輸入を禁止している。

この輸入禁止措置は、「国際植物防疫条約」でも容認された検疫技術上の制度として、自国の農業生産保護のため世界各国が採用している。

しかし、科学技術は日進月歩で発展しており病虫害の消毒技術も例外ではない。これまで輸入禁止の理由とされた害虫のなかにも完全殺虫の技術が確立されるものがでてきた。この殺虫技術を背景に、わが国が輸入を禁止している各種のキャンキツ類や熱帯・亜熱帯の果実などを、日本に輸出したいと望む国が多くなってきている。

本来、輸入禁止植物は輸入解禁による病虫害の侵入のリスクが万が一にもあつてはならないためわが国へ輸出を望む国は、輸出を希望する果実とその国に分布する輸入禁止対象の病虫害を用いて大規模な消毒試験を実施し、完全消毒が可能であることを証明する必要がある。この方法が立証されれば、わが国と輸出国との間に一定の解禁条件が合

意されその後、公聴会を経て関係規則の改正が行われた後に実際の解禁への途が開かれることになる。この解禁植物の消毒・検査などが解禁条件どおり行われているかどうかを立会確認するため、輸出国へ植物防疫官が派遣されている。昭和44年にハワイ諸島産のパパイヤが初めて輸入解禁され

て以来、今日では下表に示すように多くの国々へ毎年20名近くの植物防疫官が出向いている。

解禁植物とは別に、近年、航空機によるオランダ産切花の輸入量が増加の傾向にある。

切花は新鮮度が要求される品目であることから、わが国とオランダ政府との間で話し

合いが行われ、昨年9月から日本の植物防疫官が現地で切花の検査を行う措置が講じられた。

海外検疫は重要病虫害の発生国から特定植物をクリーンにした上で輸出される措置であり、病虫害を水際で侵入防止する輸入検疫の延長線上の対応であるが、今や植物検疫の新たな分野として確実に位置を得たと言い得る。



イスラエルで検査をする日本の植物防疫官

海外検疫のための植物防疫官の派遣期間

国・地域名	対象植物	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	派遣植物防疫官数
アメリカ合衆国 (本土)	サクラソボ													2
	乾草													1
	クルミ													1
カナダ	サクラソボ													1
ハワイ諸島	パパイヤ													3
フィリピン	マンゴウ													2
台湾	ボンカン、タンカン等のオレンジ類													1
	レイシ、マンゴウ、パパイヤ													1
イスラエル	オレンジ類、レモン													1
南アフリカ共和国 スワジランド主国	オレンジ類、レモン、グレープフルーツ													2
オーストラリア	オレンジ類													2
ニュージーランド	サクラソボ													1
オランダ	切花※1													4

派遣期間は、輸出国からの派遣要請に基づくもので、年により異なる。

※1 切花は輸入解禁植物ではなく、輸出前に現地で検査をしている品目である。

※2 昭和61年については対応した。